

## 綾瀬市バナー（市旗）頒布要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、市が作製した「オリジナルバナー（市旗）」（以下「バナー」という。）の頒布に関し、適正な頒布を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### （頒布目的）

第2条 バナーは、綾瀬市を国内外に広く紹介し、市民レベルでの都市間交流及び行政による自治体間交流の促進を目的として頒布する。

### （無償頒布）

第3条 前条の頒布目的達成のため、市を代表して実施する次に掲げる事業に活用する場合は、バナーを無償頒布するものとする。ただし、特定の政治活動及び宗教活動に利用しないこと並びに有料で譲渡しないことを条件とする。

- (1) 市民団体が海外及び県外を訪問して実施する教育・文化・スポーツ等の都市間交流事業で市が推奨できるもの
- (2) 市民団体が海外及び県外から人を招いて市内で実施する教育・文化・スポーツ等の都市間交流事業で市が推奨できるもの
- (3) その他、市長が適当と判断した場合

### （市民団体の定義）

第4条 この要綱において「市民団体」とは、教育、文化、スポーツ、国際交流等の活動を行う市民を中心に5名以上で組織された次の各号に掲げる団体をいう。

- (1) 団体としての規約等を有し、かつ、代表者の定めがあること。
- (2) 主な活動拠点（事務所又は連絡場所等）が市内にあること。
- (3) 団体の構成員の3分の2以上が市内在住、在勤又は在学者であること。
- (4) 特定の政治活動、又は宗教活動に関係している団体でないこと。
- (5) 専ら営利を目的とした団体でないこと。
- (6) 堅実な活動実績を有し、事業等の遂行能力が十分にあると判断されること。

### （頒布申請）

第5条 バナーの頒布を受けようとする市民団体の代表者（以下「申請者」という。）は、バナー（市旗）頒布申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、原則として、事業実施予定日の3ヶ月前から3週間前までに、市長に申請しなければならない。

- (1) バナーを活用する事業に関する書類
- (2) 参加者名簿（海外及び県外を訪問する場合）
- (3) 招へい者名簿（海外及び県外から人を招く場合）
- (4) 団体の規約、会員名簿等、第4条に定める団体であることが確認できる資料

2 バナーの頒布申請枚数は、1回の申請につき1枚とする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

### （決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、14日以内

に頒布の可否を決定し、申請者にバナー（市旗）頒布決定（不頒布決定）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 頒布決定者に対しては、バナー頒布決定通知書の通知後、速やかにバナーを頒布するものとする。この場合、頒布決定者からバナーと引き換えに、バナー（市旗）受領書（第3号様式）を提出させるものとする。

（報告書）

第7条 無償頒布を受けた市民団体の代表者は、バナー活用後3週間以内に報告書（4号様式）を市長に提出しなければならない。なお、バナーを活用しなかった場合は、その理由を記入した報告書の提出とともに、バナーを返却しなければならない。

（有償頒布）

第8条 無償頒布以外で頒布を希望する者がいる場合は、別に定める価格により有償頒布するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。